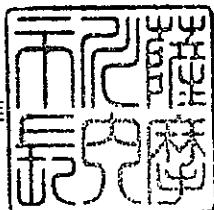


薩摩川内市告示第 566 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、次のとおり当該都市計画の決定に係る関係図書を公衆の縦覧に供する。

平成 22 年 10 月 1 日

薩摩川内市長 岩 切 秀 雄



1 都市計画の種類

川内都市計画特定用途制限地域（I C周辺地区）

川内都市計画特定用途制限地域（集落環境保全地区）

2 都市計画を定める土地の区域

薩摩川内市 小倉町 字飯田迫，字出口，字苗代田及び字深谷の各一部

水引町 字江ノ前，字坂下及び字針原口の全部並びに字草道，字道下，字小山口，字下原田，字江ノ前口，字針原及び字田口原の各一部

宮里町 字池尻，字猫嶽及び字西牟田の各一部

高江町 字高月寺，字西之城，字平，字園田及び字出口の全部並びに字田中，字検見田，字永田前，字仮屋，字円僧，字野首，字東城，字寺前，字宇都及び字猫嶽の各一部

隈之城町 字山本の一部

中福良町 字川添，字坂元，字橋口及び字木練の各一部

青山町 字島田及び字原田の各一部

尾白江町 字馬場，字橋下，字杭下，字榎田，字中塚，字四反畑，字鳥越及び字王ノ前の全部並びに字竹中，字別府，字追畑，字杉島，字東町，字田畑，字前原及び字芦谷の各一部

都町 字麦，字京手，字都原，字尾見鳥，字道床及び字中塚の全部並びに字灰原，字門前，字屋敷田，字南，字本領，字山口，字霜月田，字中山，字都，字永田及び字二月田の各一部

木場茶屋町 字瀬戸山，字木場原，字西迫及び字木場の各一部

3 関係図書の縦覧場所

薩摩川内市神田町3番22号

薩摩川内市建設部都市計画課（薩摩川内市役所本庁3階）

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日は除く。）